

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

明和町は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

明和町長

公表日

令和7年7月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険 事務
②事務の概要	国民健康保険法及び明和町税条例に基づき、明和町に住所を有する、国民健康保険加入者に対し、国民健康保険の各種給付(高額療養費、療養費、出産育児一時金、葬祭費、入院時の食事における標準負担額等)を行う。 なお、平成30年度からの国民健康保険に関して被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施することに伴い、給付事務、保険税の徴収または保健事業等を実施するために必要な情報のデータ連携を行う。 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 ＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)＞ ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当町から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	1. 国民健康保険システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. ・次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。)(*)国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置されている国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市町村に設置されている国保総合PCで構成されている。
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険(賦課、資格、給付)情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条 第1項 別表第一の30の項 ・番号法第9条(第3項) 国民健康保険法第113条の3第一項及び2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠):第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十 六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項):第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項) :第三欄(情報提供者)が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、22、88、97、106、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項):第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康 保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(42の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(43の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(44の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(45の項) <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民ほけん課
②所属長の役職名	住民ほけん課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 三重県多気郡明和町大字馬之上945番地 0596-52-7111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	住民ほけん課 三重県多気郡明和町大字馬之上945番地 0596-52-7116
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年7月11日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年7月11日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、国民健康保険事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の鍵付き書庫への保管	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	国保総合システム、国保標準システム等へのアクセスが可能な職員は、指紋、パスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごと作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月15日	I . 1. ②事務の概要	国民健康保険法及び明和町税条例に基づき、明和町に住所を有する、国民健康保険加入者に対し、国民健康保険の各種給付(高額療養費、療養費、出産育児一時金、葬祭費、入院時の食事における標準負担額等)を行う。	国民健康保険法及び明和町税条例に基づき、明和町に住所を有する、国民健康保険加入者に対し、国民健康保険の各種給付(高額療養費、療養費、出産育児一時金、葬祭費、入院時の食事における標準負担額等)を行う。 なお、平成30年度からの国民健康保険に関して被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施することに伴い、給付事務、保険税の徴収主	事前	
平成29年6月15日	I . 1. ③システムの名称	1. 国民健康保険システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	1. 国民健康保険システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. ・次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。)(*)国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置されている国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市町村に設置されている国保総合PCで構成されている。	事前	
平成29年6月15日	I . 5. ②所属長	長寿健康課長 小池 弘紀	長寿健康課長 菅野 由美	事後	
平成29年6月15日	II . 1 対象人数	平成26年10月31日 時点	平成29年5月31日 時点事後	事後	
平成29年6月15日	II . 2 取扱者数	平成26年10月31日 時点	平成29年5月31日 時点事後	事後	
平成30年8月31日	I . 5. ①部署	長寿健康課	福祉ほけん課	事後	
平成30年8月31日	I . 5. ②所属長	長寿健康課長 菅野 由美	福祉ほけん課長	事後	
平成30年8月31日	I . 8. 連絡先	長寿健康課	福祉ほけん課	事後	
平成30年8月31日	II . 1 対象人数	平成29年5月31日 時点	平成30年5月31日 時点	事後	
平成30年8月31日	II . 2 取扱者数	平成29年5月31日 時点	平成30年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	II . 1 対象人数	平成30年5月31日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	II . 2 取扱者数	平成30年5月31日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月31日	IV. リスク対策	(様式変更に伴う記載内容追加)	IV全体を新たに記載	事後	
令和2年10月16日	I. 1. ② 事務の概要	右の記述を追加	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月16日	I . 1. ② 事務の概要	さらに右の記述を追加	<オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等」における資格履歴管理事務を行うために、当町から被保険者及び世帯構成員の個人情報 を 抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の 提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等」における機関別符号取得等事務を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当町から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	事前	
令和2年10月16日	I . 4. ③ 法令上の根拠	右の記述を追加	(オンライン資格確認の準備業務の根拠) ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和2年10月16日	I . 5. ①部署	福祉ほけん課	住民ほけん課	事後	
令和2年10月16日	I . 5. ②所属長の役職名	福祉ほけん課長	住民ほけん課長	事後	
令和2年10月16日	I . 7. 請求先	総務課	総務防災課	事後	
令和2年10月16日	I . 8. 連絡先	福祉ほけん課	住民ほけん課	事後	
令和2年10月16日	II . 1 対象人数	令和1年5月31日 時点	令和2年9月30日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月16日	Ⅱ. 2取扱者数	令和1年5月31日 時点	令和2年9月30日 時点	事後	
令和3年8月20日	Ⅰ. 3 法令上の根拠	・番号法第9条 第1項 別表第一の30の項 番号法第9条(第3項)	・番号法第9条 第1項 別表第一の30の項 ・番号法第9条(第3項) 国民健康保険法第113条の3第一項及び2項	事後	
令和3年8月20日	Ⅰ. 4. ② 法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二の 1,2,3,4,17,26,27,30,42,43,44,45,46,80,の項 (オンライン資格確認の準備業務の根拠) ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報 連携のためではなくオンライン資格確認の準備 として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び 第2項	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供 の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠):第三欄 (情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四 欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十 六条の四において準用する介護保険法第百三 十六条第一項(同法第百四十条第三項におい て準用する場合を含む。)、第百三十八条第 一項又は第百四十一条第一項の規定により通 知することとされている事項に関する情報で あって主務省令で定めるもの」が含まれる項 (46の項):第三欄(情報提供者)が「医療保 険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のう ち、第四欄(特定個人 情報)に「医療保険給付 関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、 27、30、33、39、42、58、62、80、87、9 3の項) :第三欄(情報提供者)が「他の法律による医 療に関する給付の支給を行うこととされている 者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他 の法律による医療に関する給付の支給に関す る情報」が含まれる 項(17、22、88、97、10 6、120の項)	事前	番号法第19条に係る改正の 施行日に先立ち、事前に公表

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月20日	I . 4. ② 法令上の根拠	同上	(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件 の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康 保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(42の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康 保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(43の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険料の 徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(44の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による特別徴収 の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(45の項) <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機 関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	同上
令和3年8月20日	II . 1 対象人数	令和2年9月30日 時点	令和3年8月20日 時点	事後	
令和3年8月20日	II . 2 取扱者数	令和2年9月30日 時点	令和3年8月20日 時点	事後	
令和4年6月17日	II . 1 対象人数	令和3年8月20日 時点	令和4年6月17日 時点	事後	
令和4年6月17日	II . 2 取扱者数	令和3年8月20日 時点	令和4年6月17日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月7日	Ⅱ. 1 対象人数	令和4年6月17日 時点	令和5年7月7日 時点	事後	
令和5年7月7日	Ⅱ. 2 取扱者数	令和4年6月17日 時点	令和5年7月7日 時点	事後	
令和6年12月20日	Ⅳ. 11 最も優先度が高いと考えられる対策		国保総合システム、国保標準システム等へのアクセスが可能な職員は、指紋、パスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごと作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更に伴う追加
令和6年12月20日	Ⅳ. 8 人手を介在させる作		住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、国民健康保険事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等（USBメモリを含む。）の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の鍵付き書庫への保管	事後	様式変更に伴う追加
令和6年12月20日	Ⅰ. 7. 請求先	総務防災課	総務課	事後	
令和6年12月20日	Ⅱ. 1 対象人数	令和5年7月7日 時点	令和6年12月20日 時点	事後	
令和6年12月20日	Ⅱ. 2 取扱者数	令和5年7月7日 時点	令和6年12月20日 時点	事後	
令和7年7月11日	Ⅱ. 1 対象人数	令和6年12月20日 時点	令和7年7月11日 時点	事後	
令和7年7月11日	Ⅱ. 2 取扱者数	令和6年12月20日 時点	令和7年7月11日 時点	事後	